けんしんサポート通信 (vol.16) **// けんしん**



パートさんに社会保険を新たに適用する企業様

10/1 から最低賃金が上がり、社会保険の扶養から外れやすくなっています。そこでパートの労働時間を延長し、新たに社会保険に加入させる場合、助成金がもらえることをご存じですか?

キャリアアップ助成金

社会保険適用時処遇改善コース

リーフレットはこちら



★労働時間延長メニュー

下記①~④いずれかの取組を行うと、1人あたり 3 0 万円が支給されます。

- ① **週所定労働時間を 4 時間以上延長し、社会保険を適用**⇒賃金増額は特に必要ではない
- ② 週所定労働時間を 3 時間以上 4 時間未満延長し、社会保険を適用 ⇒基本給 5 %以上アップが必要
- ③ 週所定労働時間を2時間以上3時間未満延長し、社会保険を適用 ⇒基本給10%以上アップが必要
- ④ 週所定労働時間を1時間以上2時間未満延長し、社会保険を適用 ⇒基本給15%以上アップが必要

本コースの対象になる労働者とは?

- ・現在の事業所において過去2年以内に社会保険に加入していない従業員
- ・過去6ヵ月以上、継続雇用されていたこと



ポイント

- □ ②③④(延長4時間未満)の場合、社会保険適用後、手取りが減少しないこと。
- □ ②③④(延長4時間未満)の場合、基本給の増額のみでの対応が必要。

(上記数値の基本給増額を行って、残りは手当で対応は不可)。

- □ 正社員は対象外。従って社保加入と同時に正社員化する場合は申請不可。
- □ 特定適用事業所(厚生年金保険の被保険者数51人以上)の企業様に限っては、 上記コースに加えて「手当等支給メニュー」が併用できます。

★現在、特定適用事業所でない企業様(50人以下の企業様)

扶養の範囲内(年収130万円)で勤務するパート従業員が、新たに社会保険に加入する場合(週所定労働時間30時間以上)、5時間以上の延長が必要になると思われます。従って実質的に「①」での申請になると考えます。



受給までの大まかなスケジュール

キャリアアップ計画書作成※

→▼ 社会保険加入·労働時間延長

6ヵ月以上の雇用期間(社会保険未加入)

6ヵ月以上継続雇用(社会保険加入)

申請期間(2ヵ月以内)

社会保険加入前にキャリアアップ計画書の提出が必要となります。



提出書類、揃ってますか?

- □ 就業規則(週所定労働時間)□賃金台帳(社会保険適用前後6ヵ月)
- □ 出勤簿またはタイムカード □労働契約書等(社会保険適用前後)
 - ※上記以外にも求められることがあります(詳細はマニュアル参照ください)。

本助成金の詳細な問合せ先

兵庫労働局 ハローワーク助成金デスク 電話番号:078-221-5440

【中小機構】虎ノ門オンラインアドバイスのご案内

商品開発やプロモーション、販路開拓等について、各業界のプロフェッショナルが 共に考え実践的なアドバイスを提供していただけます。

詳細はホームページをご覧ください。

2024[#]

各分野の"プロ"による



虎ノ門 オンラインアドバイス

商品開発や販路開拓に実践的なワンポイントアドバイス

商品開発やプロモーション、販路開拓等について、お困りごとはありませんか? パートナー企業の現役パイヤー、実務担当者がアドバイザーとなり、 実践的なワンポイントアドバイスを提供します。





虎ノ門オンライン アドバイス ホームページ









本情報は、令和6年11月1日時点の情報を掲載しております。

本件は、各営業店の担当者までお問い合わせください。支援担当者がご説明させて頂きます。

※当組合は、補助金・助成金・支援策等の お客様にとって有益な情報の提供をさせて いただいておりますが、当組合がお客様 の申請を代行することはございません。







事業者向けメールマガ ジンのご登録はこちら